

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	栗真中山地区 (中山、東豊野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区内には、鉄道や国道、県道、河川が走っており、これらに囲まれた農地が多いため、周辺の農道は幅員が狭く、農業機械や車両の進入の妨げになっている。また、農業用水路についても用排水が同一となっているところもみられるなど、耕作条件が良好とは言えず、年々、荒地が増えている。

地区内の担い手については、大規模農家(法人)1者及び個人1者で約39%を集積しているものの、大部分は個人耕作により農地利用が維持されているが、個人耕作者は高齢化又は後継者不在等により継続的な耕作が困難となっている。

地区内地権者に対する意向調査によると、個人耕作農地のうち約85%が今後10年以内に離農の見込みがあることから、これらの農地の維持管理について、担い手も交えて集積・集約化に向けた協議が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とする。
将来に向けて、担い手の集積状況に応じて、土地利用型農業の継続を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内では、今後、個人耕作者の離農が見込まれるが、農地の受け手となる担い手への集積は低調である。地権者や担い手の意向を踏まえつつ集約化を念頭に集積を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者の離農が生じた際は、地権者は農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、地権者の同意が得られる範囲での畦畔除去について検討する。また、点検・見回り等を行い、必要に応じて農業用施設の修繕・改修を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当面は、10年後も耕作の継続が見込まれる担い手による農地の集積・集約を図る。また、当地区内での継続的な営農を確保するため、法人経営体による集積を推進していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。

⑦地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。